

京都市告示第606号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和6年12月23日

京都市長 松井孝治

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市室町児童館	京都市東山区三条通大橋東二丁目7 3番地の2 社会福祉法人京都社会福祉協会	令和7年4月1 日から令和12 年3月31日ま で
京都市錦林児童館	京都市中京区壬生御所ノ内町39番 地の5 社会福祉法人京都福祉サービ ス協会	同 上
京都市修学院第二児童館	京都市東山区三条通大橋東二丁目7 3番地の2 社会福祉法人京都社会福祉協会	同 上
京都市明德児童館	京都市中京区壬生御所ノ内町39番 地の5 社会福祉法人京都福祉サービ ス協会	同 上
京都市円町児童館	京都市東山区三条通大橋東二丁目7 3番地の2 社会福祉法人京都社会福祉協会	同 上
京都市西野児童館	同 上	同 上
京都市大塚児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地の 528 社会福祉法人洛和福祉会	同 上

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定期間
京 都 市 久 世 児 童 館	京都市東山区三条通大橋東二丁目7 3番地の2 社会福祉法人京都社会福祉協会	同 上
京 都 市 安 井 児 童 館	同 上	同 上
京 都 市 嵯 峨 野 児 童 館	京都市西京区樫原角田町1番地の4 2 社会福祉法人積慶園	同 上
京 都 市 山 ノ 内 児 童 館	京都市右京区山ノ内宮脇町9番地の 2 社会福祉法人宏量福祉会	同 上
京 都 市 梅 津 北 児 童 館	京都市南区東九条東山王町27番地 公益社団法人京都市児童館学童 連盟	同 上
京 都 市 嵯 峨 広 沢 児 童 館	京都市東山区三条通大橋東二丁目7 3番地の2 社会福祉法人京都社会福祉協会	同 上
京 都 市 嵐 山 東 児 童 館	同 上	同 上
京 都 市 住 吉 児 童 館	京都市左京区下鴨北野々神町26番 地 一般社団法人京都市ひとり親家 庭福祉連合会	同 上
京 都 市 向 島 南 児 童 館	京都市伏見区向島本丸町68番地 社会福祉法人向島保育園	同 上
京 都 市 神 川 児 童 館	京都市東山区三条通大橋東二丁目7 3番地の2 社会福祉法人京都社会福祉協会	同 上
京 都 市 羽 束 師 児 童 館	同 上	同 上

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定期間
京都市児童発達支援センターこぐま園	京都市西京区榎原百々ヶ池3番地 社会福祉法人京都基督教福祉会	同 上

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課及び子ども家庭支援課)